



目黒の歳時記 菅刈公園・西郷邸

目黒区青葉台二丁目あたりは、「荒城の月」で知られる豊後の岡藩屋敷があり、滝や池がある回遊式の大名屋敷として、江戸時代の地誌に江戸の名所として紹介されていました。その後、明治7年に西郷従道がこの土地を購入し、洋館や和館を建造しました。庭園についても、池、滝、大芝生地など大改修が行われ、「東都一の名園」と言われました。

園内には芝生広場、子どもの遊び場・斜面の緑地を保全する区域を設けられ、復原庭園のわきには、菅刈公園の成り立ちやかつての所有者西郷従道に関する資料を見ることができる展示室、庭園を一望することができる庭園展望台、お茶会・華道・句会などの利用に有料で貸し出している和室などがあります。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は10月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

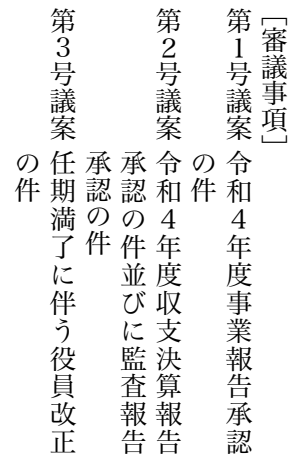
目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



目黒法人会 HP
はこちらから



鈴増倉川高落小瀆石木大阿森砂小濱堀後谷鎬折須和神
木田方野桑合幡副田村澤部銅村川田切藤口木田賀田山
岳光基 昌雅純正浩吉 真雅加洋克栄裕敏清信
史輝弘繁彦子也保嗣伸進豊子則代右俊太明嗣一之勲昭

令和5年度基本方針

監
事

澤松宮岡竹下
田尾原内部川
大勇ひと晴良徳
仁貴み峰信雄

公益法人として、目黒法人会自らの自治により自己の責任において管理・運営していかねければならない。公益財団法人全国法人会総連合が制定した法人会の「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となつて組織的な事業活動を展開する。

また、目黒法人会の目的・使命を達成するため、事業の実施にあつてはウィズコロナ・アフターコロナの感染予防に適切な対応をとることににより、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、目黒法人会活動の更なる活性化のために、会員勸奨及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される目黒法人会の確立をめざすために、以下に掲げる諸施策に取り組むものとする。

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人とし、広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、コロナ禍のような状況においても税制関連の研修・セミナー等が開催できるよう、オンラインセミナー、動画コンテンツをはじめ、web対応を前提とした税関連コンテンツを拡充することにより会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。電子申告制度をはじめ、特に消費税インボイス制度の周知に関し引き続き注力していくとともに、電子帳簿保存法対応や電子取引等に資するコンテンツの充実を図り、広く提供することで各制度の普及に努めていく。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実に努めるほか、「税を考える週間」における協賛行事等を積極的に実施するとともに、税務当局及び税務関連団体等とも連携しながら、デジタル化を前提とした納税環境の整備（e-Tax及びeLTAxの一層の利用率向上、マイナンバー制度の周知等）、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。

あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円

滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、eTax、eLTAX普及のために、電子申告の意義の重要性を訴え、会員企業100%を目標に、より一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

組織の基盤強化を図るため、組織・厚生合同委員会の開催など厚生共益事業委員会との連携をはじめ他の委員会、部会、支部とも会員勧奨に関する情報を共有し、各種施策の検討を進める。また、会員勧奨増強月間を設けるとともに、新設法人に対する公益事業、健康診断等のPRを主たる目的としたダイレクトメールを送送する等に加え、会員の退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、役員一人一社以上の獲得を目標に全会一丸となった組織的な会員勧奨による会員の増強を図る。

さらに、会員紹介制度の一層の活

用を図り、転出会員の他法人会への継続加入推進に努めるとともに、一般社団法人東京法人会連合会と連携して調査部所管法人の勧奨を推進する。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

目黒法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的に行う。このためオンライン、web配信などを積極的に活用するほか、他法人会連携による広域開催など、より効果的で安全な開催方法やコストに配慮するとともに、外部媒体も活用した体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、会員企業のニーズに合う会員企業のメリットを追求した各種の経営支援事業（会員サービス）を、関係委員会、部会、支部と協力して広く会員、一般に対して税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

5. 広報活動の推進

目黒法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会、部会、支部と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめ

とする公益性の高い広報の推進に努める。

このため、ホームページや広報誌等の充実を図ることとし、広報誌「権の木」やホームページ等は一般向けの情報伝達手段として最も迅速な広報となることから、引き続き税務をはじめ、経営・経済情報、法人会活動等掲載内容の充実を図り、動画配信や活動状況を掲載するなど従来以上にホームページを活用した各種広報施策を実施し、法人会のPR、他法人会との情報共有に努め、研修、セミナー、イベント、租税教育、税に関する絵はがきコンクール等の公益的な事業についてはマスコミにアピールするためパブリシティ活動を積極的に実施する。

さらに、eTax利用促進ポスター、節電推進ポスターなど、公共性を有するものを中心に掲示、配布し、事業活動とともに目黒法人会をPRするなど、目黒法人会における有効な広報活動についても検討する。

法人会アンケート調査システムの登録を役員、青年部会員などに働きかけを行い、登録者の増加とアンケート回答者の増加推進に努める。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、目黒法人会の財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。このため、公益財団法人全国法人会総連合が展開する新規福利厚

生制度加入企業拡大キャンペーンや会員勧奨の推進に積極的に協力することとし、一般社団法人東京法人会連合会及び協力3社、関係委員会、部会、支部との連携を強化し福利厚生制度の拡大を目指した推進を図る。

令和5年度は、がん保険制度が40周年を迎えることからアフラックが行うキャンペーンを支援する他、引き続き、協力3社独自の施策に協力し、推進に当たっては、従来の推進策とともに、役員加入率の向上と役員による新規加入企業の紹介を促進し、福利厚生制度加入企業数の増加を目指す。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、会員企業のニーズに合う、会員企業のメリットを追求した共益事業（経営支援サービス）を推進するとともに、その周辺についても協力会社との連携を強化しつつ、発信手段の多様化も推進していく。

さらに、目黒法人会事業推進のためには、会員勧奨や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実が重要であることから、厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討を進める。

7. 公益事業活動の推進

目黒法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うこととし、関係委員会、部会、支部等と連携のうえ税制に関する提言や租税教育の充実を図る。推進にあたっては、地域や社会への貢献が重要な課題

であることも念頭におき、組織力を十分に生かし、関係機関や他の委員会、部会、支部等と連携しつつ、積極的かつ継続的に活動を実施する。租税教育については、公益事業委員会、税制税務委員会、青年部会、女性部会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

中小企業の税務コンプライアンス向上に向けた自主点検チェックシートについては、企業の健全な発展を目的とし、今後の活動の重要な柱のひとつに位置付け、利用拡大に向け更なる推進を図ることとする。

このほか、地域社会への貢献を目的に、税制度なども考慮し、グローバルな課題となっている環境問題についても、地球温暖化対策や節電対策などについて会員企業と取り組むこととし、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着・推進を図り、中小規模事業所の自主的な取組みによる温暖化防止の実現に加えて、企業のコスト削減も図れるという二つの要素と、また、東京都においても環境や省エネに関する各種支援制度が用意されており、事業税の減免にもつながるもので、前年度を上回る提出件数を目指し、提出の意義のPR等を行い、積極的な推進を図るとともに、従業員の健康から企業の発展につながる職場の健康づくり支援事業を東京都と連携して健康ポスター、健康関連の研修会等の事業案内をはじめ、健康に関する情報提供等に取り組みほか、引き続き新規事業の検討にも取り組む、目黒法人会における公益事業活動の更なる充実を図るためのあり方や取組み等について引き続き検討を行う。

8. 源泉部会・青年部会・女性部会

活動の充実

源泉部会・青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、3部会のさらなる充実と部会員の研

鑽を図るとともに、目黒法人会活動の担い手として目黒法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。

特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育、税に関する絵はがきコンクールを最重要事業のひとつとして位置付け、引き続き租税教育、税に関する絵はがきコンクール活動や環境問題（CO₂削減問題・節電）、健康経営、源泉税基礎・実務研修会等を充実させるために、親会等との連携を図りながら、より効果的な実施運営に努め、引き続き積極的に取り組む。

また、新しい取り組みとして、国及び地方の財政健全化のための青年部会に健康プロジェクトと女性部会による食品ロスについても検討を行う。

9. 関係外部機関との連絡協調

目黒税務署、東京都目黒都税事務所をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 目黒法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、公益法人として適切に対応するため、目黒法人会の自治及び自己責任の視点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、他法人会間の連携強化・事務局充実に努める。

また、ITを活用した会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

女性部会社会貢献活動

「特養老人ホーム寄贈」雑巾・タオル・布等ご寄付のお願い

女性部会では社会貢献活動の一環として、毎年特養老人ホーム数か所を訪問して上記の寄贈を行い、有効使用していただいております。現場ではたくさんの雑巾等が必要ですので、皆さまに引き続き物品の寄付にご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。



寄付日時	令和5年12月を予定
場 所	目黒区特養老人ホーム数か所
募集物品	雑巾・タオル・布等。衛生面を考慮し、未使用のものまたは新品同様に清潔なもの。
回収方法	ご都合の良いときに、目黒法人会館までお持ちください。 (目黒区中町2-43-17 東京都水道局目黒営業所隣り) 大量でなければお電話いただければ受け取りにも伺います。
募集期限	令和5年11月

上記についてのお問合せ・申し込みは事務局へ
☎ 3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!



電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozel/nozel-shomei/01.htm>



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

目黒都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ （令和5年6月1日時点）



注意事項

■領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンス
ストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。
※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
ご利用ください。

※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることで納付できます。

詳細は主税局 HP をご覧ください。

（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



区役所だより

7月からプラスチックの資源回収が変わります

プラスチックは、私たちの生活を便利にしている一方、さまざまな地球規模の問題をもたらしています。区では、これまで、シャンプーボトルや卵パックなどのプラスチック製の容器や包装は資源、それ以外のプラスチック製品は燃やすごみとしていましたが、7月からはプラスチック製品も資源として新たに回収し、リサイクルします。

区はプラスチックごみの減量や二酸化炭素の発生抑制、持続可能な循環型社会の構築を目指します。今後ともご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ◆ 清掃リサイクル課 03-5722-9883

今までと変わらず回収するもの



このマークが
目印です



同じ袋で
回収します！

7月から一緒に回収するもの

すべてがプラスチックでできている、
一辺がおおむね 30 cm 未満のもの



資源として回収できないもの

燃やすごみへ

汚れが落ちないもの
厚さが 5 mm 以上あるもの

ゴム・シリコン製品



ビデオテープや
カセットテープなど
テープ状のもの



プラスチック以外の
素材が入っているもの

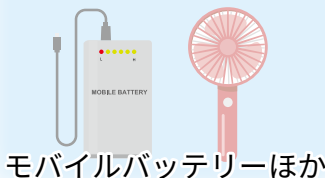


燃やさないごみへ



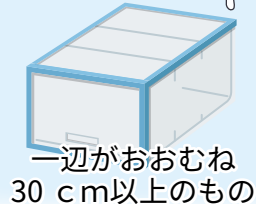
ライター、刃物

メーカー、販売店、
回収協力店等へ



モバイルバッテリーほか

粗大ごみへ



一辺がおおむね
30 cm 以上のもの

薬局・医療機関へ



在宅医療用器具

アクリル板パーティションなどを廃棄する場合は、産業廃棄物処理業者に処分を依頼してください

新型コロナウイルス感染症対策の見直しに伴って、飲食店や事業所などで不要となった感染症防止対策用のアクリル板パーティションなどは、産業廃棄物となるため、区では収集できません。産業廃棄物の処理業者（第三者評価機関が認定した優良業者）については、東京都環境局ホームページをご覧ください。



◆問い合わせ◆ 目黒区清掃事務所 03-3719-5345

(東京都環境局 HP)

健康エッセイ

老化を招く
夏の疲労株式会社 jast
会長 安田 祥子

夏越の祓い

「風そよぐ ならの小川の夕暮
れは みそぎぞ 夏のしるしなり
ける―藤原家隆」百人一首にも収
録されている句です。子供の頃
は意味も分からず、この句の語感
とリズムが大好きで口ずさんだも
のでした。夏越の祓とは旧暦6月
30日に半年分の心身の穢れや罪を
祓い清める千年以上も続く行事で
す。ご存じの方も多いかと思いま
すが、蘇民将来（素戔鳴尊）に由
来した行事で「水無月の夏越の祓
えする人は千歳の命延ぶと言うな
り」と唱えながら大きな茅の輪を
8の字にくぐり抜け厄災を祓い清
めるのです。

医学が発展途上にあり、庶民に
感染症や疾患の治癒が難しかった
平安時代から続く行事でもあり、
また、自戒して日々正しくあろう
とした日本人の心の在り方の一つ

の形態でもあったのです。とかく
日々の生活に埋没しがちで心の清
らかさを忘れそうな私たちも夏越
の祓を自戒の機会にしても良いか
もしれませんね。

夏の疲れ―自律神経系の
乱れと老化の加速

自律神経は昼間活発な交感神経
と休息と睡眠時に活性化する副交
感神経で成り立っています。この
2つの神経系が安定的に働いてく
れることで、私たちの身体は健や
かに保たれています。日本の夏は



疲労の蓄積と老化

蒸し暑く快適な睡眠がとりにくい
ことで、眠っても疲れが取れない
と感じる方が多いようです。自律
神経は体温調整も担っていますの
で、暑さが厳しくなると当然負荷
が大きくなります。つまり蒸し暑
さで自律神経は酷使され、大量の
活性酸素が放出されることで、神
経系をサビつかせて機能低下を招
きます。

疲労医学の第一人者東京疲労・

睡眠クリニックの院長根本修身先
生によれば、疲労は活性酸素に
よって脳の神経細胞が一時的にサ
ビついて自律神経機能が低下した
状態だそうです。このサビが元に
戻らなくなった状態が老化で、疲
労が解消されずに蓄積していくと
老化を促すことにもなるること
です。

自律神経の機能は20代から低下
して、40代では20代の約半分、60
代では1/4以下になってしまっ
たのです。運動をすると疲れを感じ
ますが、筋肉へのダメージは殆ど
ないそうで、実は脳の自律神経中

枢の疲労だそうです。私たちはど
うやら自律神経の疲れを身体の疲
れと錯覚しているようです。疲労
感は自律神経が酷使されてこれ以
上は働きたくないと警告を発して
いるのです。そのため、疲労感を
無視し続けると、最悪突然死など
のケースもあるそうです。

では、疲労の解消に最適なこと
は何でしょう。やはり一番は良質
の睡眠だそうです。

栄養ドリンクやアル
コール、熱いお風呂、
休日には必ず運動な
どは疲労解消法とし
ては誤解で、むしろ
疲労の悪化に繋がる
とのこと。

疲労を感じず、暑
い夏を乗り切るには
室温を自身が快適
と感じる温度にし
て、早めにPCなど
を切ってゆっくりと
お休みください。

株式会社 jast

jast健康相談室 お問い合わせ
jastロイヤルクラブ ☎03-6265-0263
jastファーストクラブ HP <http://www.jast1.jp>



しつこいクレームや暴言には どう対応する？



カスハラから
社員を守る

近年、顧客からの悪質なクレームなど「カスタマーハラスメント（カスハラ）」が社会問題となっています。そのため、現在企業には防止措置が努力義務となっています。顧客からの暴言や脅迫などによって精神的に追い詰められ休職や退職に至るケースもあり、企業は労働者をどう守って行くか対策を講じておく必要があると言えます。

○カスタマーハラスメントによる従業員・企業・他の顧客等への影響

従業員への影響

- ・業務のパフォーマンスの低下
- ・健康不良（頭痛、睡眠不良、精神疾患、耳鳴り 等）
- ・現場対応への恐怖、苦痛による従業員の配置転換、休職、退職

企業への影響

- ・時間の浪費（クレームへの現場での対応、電話対応、謝罪訪問、社内での対応方法の検討、弁護士への相談 等）

- ・業務上の支障（顧客対応によって他業務が行えない 等）

- ・人員確保（従業員離職に伴う従業員の新規採用、教育コスト 等）

- ・金銭的損失（商品、サービスの値下げ、慰謝料要求への対応、代替品の提供 等）

- ・店舗、企業に対する他の顧客等のブランドイメージの低下

他の顧客等への影響

- ・来店する他の顧客の利用環境、雰囲気悪化
- ・業務遅滞によって他の顧客等がサービスを受けられない 等

○行為別に対応例を準備しておく

パワハラやセクハラは社員教育が主な対応になりますが、カスハラはそれにくらべて顧客が対象になるため工夫が求められます。自社の業務

形態や対応体制などの状況にあわせて、どういった場合にどう対応するのか、あらかじめさまざまな想定をしておき、現場の従業員が慌てず適切な対応をとることができそうです。

顧客の行為にはさまざまなパターンがあります。厚生労働省では、ハラスメント行為別に対応例を示しています。抜粋してご紹介しましょう。

1 時間拘束型

●長時間にわたり、顧客等が従業員を拘束する。居座りをする、長時間、電話を続ける。

【対応例】対応できない理由を説明し、応じられないことを明確に告げる等の対応を行った後、膠着状態に至ってから一定時間を超える場合、お引き取りを願う、または電話を切る。複数回電話がかかってくる場合には、あらかじめ対応できる時間を伝えて、それ以上に長い対応はしない。現場対応においては、顧客等が帰らない場合には、毅然とした態度で退去を求める。状況に応じて、弁護士への相談や警察への通報等を検討する。

2 リピート型

●理不尽な要望について、繰り返し電話で問い合わせをする、または面会を求めてくる。



【対応例】連絡先を取得し、繰り返し不合理な問い合わせがくれば注意し、次回は対応できない旨を伝える。それでも繰り返し連絡が来る場合、リスト化して通話内容を記録し、窓口を一本化して、今後同様の問い合わせを止めるように伝えて毅然と対応する。状況に応じて、弁護士や警察への相談等を検討する。

3 暴言型

●大きな怒鳴り声をあげる、「馬鹿」といった侮辱的発言、人格の否定や名誉を棄損する発言をする。

【対応例】大声を張り上げる行為は、周囲の迷惑となるため、やめるように求める。侮辱的発言や名誉棄損、人格を否定する発言に関しては、後で事実確認ができるよう録音し、程度がひどい場合には退去を求める。

4 暴力型

●殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、わざとぶつかってくる等の行為を行う。

【対応例】行為者から危害が加えられないよう一定の距離を保つ等、対応者の安全確保を優先する。

また、警備員等と連携を取りながら、複数名で対応し、直ちに警察に通報する。

5 威嚇・脅迫型

●「殺されたいのか」といった脅迫

的な発言をする、反社会的勢力とのつながりをほのめかす、異常に接近する等といった、従業員を怖がらせるような行為をとる。または、「対応しなければ株主総会で糾弾する」、「SNSにあげる、口コミで悪く評価する」等とブランドイメージを下げるような脅しをかける。

【対応例】複数名で対応し、警備員等と連携を取りながら対応者の安全確保を優先する。また、状況に応じて、弁護士への相談や警察への通報等を検討する。ブランドイメージを下げるような脅しをかける発言を受けた場合にも毅然と対応し、退去を求める。

6 権威型

●正当な理由なく、権威を振りかざし要求を通そうとする、お断りしても執拗に特別扱いを要求する。または、文書等での謝罪や土下座を強要する。

【対応例】不用意な発言はせず、対応を上位者と交代する。要求には応じない。

7 店舗外拘束型

●クレームの詳細が分からない状態で、職場外である顧客等の自宅や特定の喫茶店などと呼びつける。

【対応例】基本的には単独での対応を行わず、クレームの詳細を確認した上で、対応を検討する。対応の検討のために、事前に返金等に対する一定の金額基準、時間、距離、購入からの期間などの制限などについて基準を設けておく。店外で対応する場合は、公共性の高い場所を指定する。納得さ

れず従業員を返さないという事態になった場合には、弁護士への相談や警察への通報等を検討する。

8 SNS

インターネット上での誹謗中傷

●インターネット上に名誉を棄損する、またはプライバシーを侵害する情報を掲載する。



【対応例】掲示板やSNSでの被害については、掲載先のホームページ等の運営者（管理者）に削除を求める。投稿者に対して損害賠償等を請求したい場合は、必要に応じて弁護士に相談しつつ、発信者情報の開示を請求する。名誉棄損等について、投稿者の処罰を望む場合には弁護士や警察への相談等を検討する。解決策や削除の求め方が分からない場合には、法務局や違法・有害情報相談センター、「誹謗中傷ホットライン」（セーフティーインターネット協会）に相談する。

9 セクシャルハラスメント型

●従業員の身体に触る、待ち伏せする、つきまとく等の性的な行動、食事やデートに執拗に誘う、性的な冗談といった性的な内容の発言を行う。

【対応例】性的な言動に対しては、録音・録画による証拠を残し、被害者及び加害者に事実確認を行い、加害者には警告を行う。執拗なつきまとい、待ち伏せに対しては、施設への出入り禁止を伝え、それでも繰り返す場合には、弁護士への相談や警察への通報等を検討する。

令和4年度 社会貢献事業ご協力企業（令和4年4月～令和5年3月）

使用済切手、書き損じはがき等回収で協力いただいた方々（五十音順・敬称略）



(株)青木工務店	クラッカースタジオ(株)	目黒信用金庫本店
(株)石福	(株)光運社	目黒信用金庫本部
(有)漆原商店	(有)鈴木瓦店	めぐろ童謡コンサート関係者及び入場者の方々
(株)エフケイ自由が丘支社	洗足駅周辺の方々	(有)モリドー企画
小川エステート(株)	高橋和美	やまう(株)
菊屋たばこ店	藤井圭一	Rouble
(株)北川商会	堀井商事(株)	
協栄興業(株)	(有)みずほ開発設計社	

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。ご提供いただいた方で、もし上記に記載漏れのあった方がいらっしゃいましたら深くお詫び申し上げます。

法人会では**古切手、使用済み切手、書き損じはがき等**を集めています。少量でも構いません。事務局にお持ちいただくか郵送、また、お電話いただければ受取りにお伺いいたします。

使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアグループや老人クラブの手で整理されて、最終的に**車いす購入等ボランティア事業の資材購入のために利用されます。**

令和4年度は総重量 7.85kg の古切手、使用済み切手、書き損じはがき等をご協力いただきました。



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日) P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800



AIG損害保険株式会社

東京中央支店/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-6010

F-2023-0004(2023年5月16日)
23-073006 2023-05